

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書  
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

( 広 渡 川 森 林 計 画 区 )

( 第 1 次 変 更 計 画 )

計 画 期 間

自	平 成 2 7 年 4 月	1 日
至	平 成 3 2 年 3 月	3 1 日

( 平 成 3 0 年 3 月 変 更 )

九 州 森 林 管 理 局



# 第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書

( 広 渡 川 森 林 計 画 区 )

( 第 1 次 変 更 計 画 )

計 画 期 間

自 平 成 2 7 年 4 月 1 日

至 平 成 3 2 年 3 月 3 1 日

( 平 成 3 0 年 3 月 変 更 )

九 州 森 林 管 理 局



## 地域管理経営計画の変更について

### [変更理由]

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたこと、また、健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から主伐・再造林を推進することから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日） の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(1) 国有林野の管理経営の基本方針」の「①森林計画区の概況」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量 ②更新総量 ③保育総量」を上記理由により変更する。
- (3) 「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。



## 目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	2
① 伐採総量	2
② 更新総量	2
③ 保育総量	2
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	3
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	3
① 保護林	3





## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ① 森林計画区の概況

##### ウ 広渡川地区（57～84、86～128、130～145林班）

鱒塚山（1,118m）の南部を主体とした板谷、広河原地区で椎折山（934m）、矢立尻山（908m）を中心に急斜地で崩壊しやすい地質を有する林分については、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分し、比較的傾斜の緩やかな地形を有する分収造林地等については、スギ人工林の生長も良好であることから、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果を得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

なお、大戸野地区は、日南市と宮崎市方面を結ぶ幹線道路沿いに位置し、飢肥スギの壮齢級林分からなる優れた森林景観を形成している。このため人工林については、複層林施業等を行うなど風致景観に十分配慮した管理経営を行うこととする。

三ッ岩オビスギ遺伝資源希少個体群保護林は400年の歴史を有する飢肥林業唯一の古い年代の造林地であり、飢肥スギの成長過程を知るための学術参考の場として貴重な林分である。

また、年見川上流の猪八重溪谷は、保健保安林に指定されるとともに風景林に設定され、主に常緑広葉樹と貴重な植物が生息する天然林であるほか、滝群と砂岩からなる優れた自然景観を有し、日南市はもとより近隣市町の住民の絶好のハイキングコースになっており、自然環境の保全に係る機能や保健文化機能の発揮が期待されていることから、「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	982,804	<u>879,170</u> (6,257)	<u>1,861,974</u> [144,226]
前 計 画	835,600	930,400 (8,338)	1,766,000

注：( ) は、間伐面積である。

[ ] は、臨時的な伐採量で外書き。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	<u>1,780</u>	3	<u>1,783</u>
前 計 画	1,166	33	1,199

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	<u>5,532</u>	<u>744</u>	<u>774</u>	147	<u>2</u>
前 計 画	3,168	410	574	—	1

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
希少個体群保護林	<u>3</u>	<u>15</u>
総 数	3	15



# 第5次国有林野施業実施計画書

(広渡川森林計画区)

(第1次変更計画)

計画期間

自	平成27年4月	1日
至	平成32年3月	31日

(平成30年3月変更)

九州森林管理局



## 国有林野施業実施計画の変更について

### [変更理由]

健全かつ多様な森林の造成、地球温暖化防止等の観点から主伐・再造林を推進すること、また、保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

### 1. 現行計画（平成27年3月策定、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日） の変更内容

- (1) 「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等、(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積、(4) 伐採総量、(5) 更新総量、(6) 保育総量」を上記理由により変更する。
- (2) 「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「(1) 保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。





## 目 次

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
(4) 伐採総量	3
(5) 更新総量	4
(6) 保育総量	4
5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域	5
(1) 保護林の名称及び区域	5



2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(2) 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	9,650.84	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	8,013.52	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	784.03	同上	80～120
	アカマツ長伐期	8.90	同上	80
	ケヤキ長伐期	17.72	同上	150
	その他人工林	55.75	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	1,370.29	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	362.46	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	その他複層林	—	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	特に定めない
	天然林長伐期	42.92	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	1,926.89	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	65.19	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外	—			
合計	22,298.51			

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養<sup>かん</sup>タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施 業 群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	689
スギ長伐期	400
ヒノキ長伐期	32
その他人工林	4
保護樹帯	114
スギ・ヒノキ複層林	36
天然林長伐期	2
天然林広葉樹	275
しいたけ原木	21

## (4) 伐採総量

(単位：m3、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	113,322 (821)	113,322				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	142 (1)	142				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水 源 涵 養 タ イ プ	スギ・ヒノキ普通伐期	949,293	244,560	1,193,853			
	スギ長伐期	—	462,218	462,218			
	ヒノキ長伐期	—	47,898	47,898			
	その他人工林	—	79	79			
	スギ・ヒノキ複層林	32,513	7,855	40,368			
	天然林長伐期	—	2,065	2,065			
	天然林広葉樹	998	1,031	2,029			
	計	982,804	765,706 (5,435)	1,748,510			
合 計	982,804	879,170 (6,257)	1,861,974	144,226	2,006,200	—	2,006,200
年 平 均	198,420	175,509 (1,250)	373,929	28,871	402,800	—	402,800

注 ( ) は、間伐面積である。

年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

## (再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市 町 村 名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
日 南 市	756,433	513,955	1,270,388				
串 間 市	226,371	365,215	591,586				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

## (5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ	合 計
人工 造林	単層林 造 成	—	—	—	—	<u>1,647.86</u>	<u>1,647.86</u>
	複層林 造 成	—	—	—	—	132.46	132.46
	計	—	—	—	—	<u>1,780.32</u>	<u>1,780.32</u>
天然 更新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	3.13	3.13
	計	—	—	—	—	3.13	3.13
合 計		—	—	—	—	<u>1,783.45</u>	<u>1,783.45</u>

## (6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ	合 計
保 育	下刈	9.60	—	—	—	<u>5,522.58</u>	<u>5,532.18</u>
	つる切	—	—	—	—	<u>743.36</u>	<u>743.36</u>
	除伐	0.20	—	—	—	<u>773.76</u>	<u>773.96</u>
	枝打	—	—	—	—	147.38	147.38
	ぼう芽整理	—	—	—	—	<u>1.74</u>	<u>1.74</u>
	計	9.80	—	—	—	7,188.82	7,198.62

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種類	名称	既設 新設	面積 (ha)	位置 (林小班)	特徴等
希少 個 体 群 保 護 林	三ッ岩オビスギ <u>遺伝資源</u>	既設	5.07	91あ	飢肥林業で唯一の山床直挿し優良林分 飢肥スギの遺伝資源の保存
	大矢取クスノキ <u>等遺伝資源</u>	既設	5.26	2019ろ	クスノキ、イチイガシの遺伝資源の保存
	滝山スタジイ等	既設	4.71	2080ろ	アラカシ、シイ類、その他の樹齢約150年生の天然林の植物学的考証







